

3-2. 第二講演

「事業活動における透明性と情報開示 (CSR報告書/環境配慮促進法)」

株式会社日本環境認証機構
開発認証部
参事 倉水 勝



株式会社日本環境認証機構

情報開示と企業責任・信頼性 第三者審査による報告書の信頼性向上

2007年1月26日
開発認証部
環境報告書審査プロジェクトリーダー
倉水 勝

JACCI

株式会社日本環境認証機構

報告書(情報開示)は何故必要か？

- 企業価値評価の変化
従来:有形資産が評価
現在・今後:有形資産+無形資産(社会性等)
- 企業活動の透明性のニーズ
順法状況等の無形資産に対する透明性・有視化のニーズの高まり
- 企業活動の情報開示によるブランドの向上
経営責任者自らのビジョン、ミッションのコミットメントによる外部評価向上への期待

従来 企業 活動・製品・サービス
ブラックボックス

現在・今後 企業 活動・製品・サービス
透明、フェアな活動

外部評価
情報開示報告書による

JACCI

株式会社日本環境認証機構

有形・無形資産情報による企業価値

市場・情報開示 情報入手・購入

機能・性能・品質 商品・サービス カタログ等 情報開示

ステークホルダー

有形資産をベースにした活動

CSR配慮 企業活動

+

SRI意識 企業活動

無形資産をベースにした活動

社会貢献 信頼性 ブランド

環境・社会・倫理 報告書による情報開示

ステークホルダー

直接利益に結びつかない事業活動

信頼性向上
新たな投資

信頼性向上
売上・利益向上

投資家 財務諸表 配当 生産 企業

CSR: corporate social responsibility (企業の社会的責任)
SRI: social responsible investment (社会的責任投資)

JACCI

株式会社日本環境認証機構

CSRを意識した企業経営の取組状況

出典: 環境にやさしい企業行動調査結果(概要版) 環境省 平成18年12月 9ページ

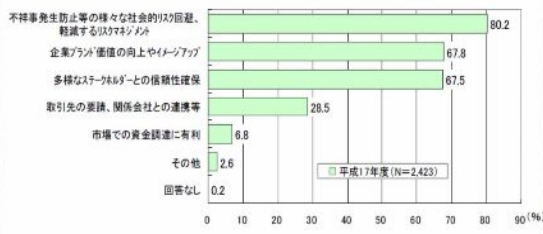
年度	実施している	現在検討している	実施することを考えていない	回答なし
平成17年度 (N=2,691)	62.2	27.8	8.6	
平成16年度 (N=2,524)	49.7	35.5	13.4	

CSR: corporate social responsibility(企業の社会的責任)

JACCI

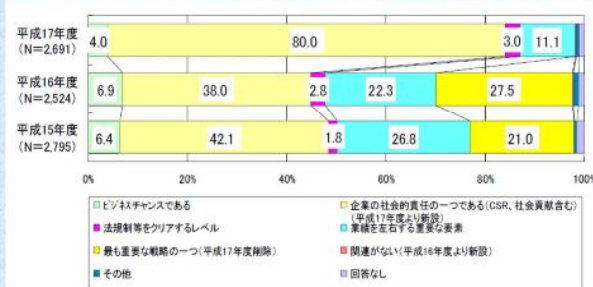
CSRを意識した企業活動を行う理由(複数回答)

出典: 環境にやさしい企業行動調査結果【概要版】、環境省、平成18年12月、9ページ



環境への取組と企業活動のあり方

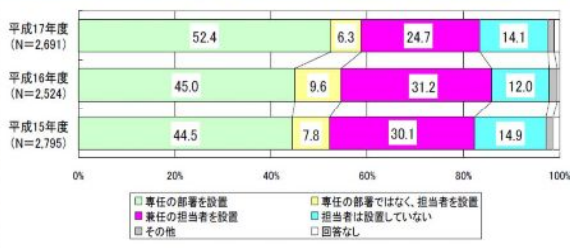
出典: 環境にやさしい企業行動調査結果【概要版】、環境省、平成18年12月、1ページ



注: 平成15年度、平成16年度のグラフは平成17年度と測尺が違っているが、参考のため掲載している

環境問題に取り組むための部署又は担当者の設置状況

出典: 環境にやさしい企業行動調査結果【概要版】、環境省、平成18年12月、3ページ

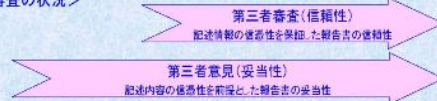


環境報告書作成の進化

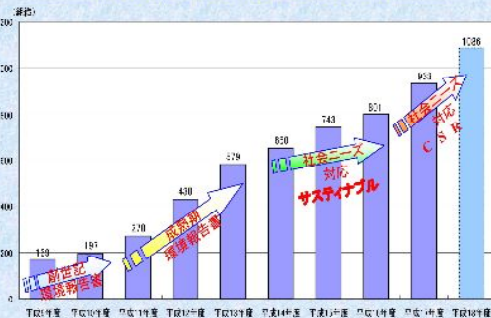
環境報告書はステークホルダーのニーズより内容の充実・進化し、そして信頼性のニーズが高っております。



<第三者意見と審査の状況>



環境報告書の普及状況とその見込み



*1 平成17年度実績(1)のしい企業行動調査結果【概要版】(環境省、2018年12月)を参考に作成。
*2 平成18年度は平成18年から平成17年度の増減率(16.2%)を参考に算出。

報告書作成・開示と環境配慮促進法の背景

2003年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 「循環型社会形成推進基本計画」: 閣議決定 2010年を目標年次として、上場企業の約50%および非上場企業の約30%が環境報告書を公表する。 「規制改革推進3ヶ年計画」 ⇒ 比較容易性、信頼性確保のための第三者審査の枠組みの検討。 ⇒ 環境報告書作成基準案、環境報告書審査基準案等が検討・策定。
2004年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 「環境立国のための3つの取り組み」(社)日本経済団体連合会 環境報告書の作成・公表を今後3年間で倍増させる。
2005年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮促進法」施行 国立大学法人、独立行政法人などが対象 環境報告書を毎年発行
2006年 9月	<ul style="list-style-type: none"> GRI第4版発行 CSR報告書への加速化?
2008年	<ul style="list-style-type: none"> SRガイドライン規格ISO26000発行予定 「環境配慮促進法」見直し検討(法 附則第四条)

どんな報告書を作ればいいか？

報告書の目的、組織の特性(グローバル企業、国内企業、製造メーカー/商社)等により報告書の種類が異なります。効果的な報告書を作りましょう。

どんな報告書が作られているか？



リステリティ・コミュニケーション・ネットワーク(NSC) CSRの本質と実践(2004年)より

報告書の分類と内容

分類	内容	
① 環境報告書 国内企業・初期段階報告書	環境保全活動(パフォーマンス情報)、環境会計、環境理念の記述を中心とした報告書	企業理念、経営方針、事業概要
② サステナブルレポート グローバル企業	地球環境、生物多様性、人類などの持続可能性(循環型社会)をテーマとした報告書	
③ CSR報告書	地球環境、生物多様性、人類などの持続可能性に加え企業の社会性(企業倫理)、社員管理(雇用・人事、安全衛生)を重視した報告書	

ISOマネジメントシステムと環境報告書

環境活動の透明性、信頼性

ISOマネジメントシステム < 環境報告書、CSR報告書

- ・環境方針の開示
- ・外部コミュニケーション

*環境目標、計画、パフォーマンス情報は必ずしも外部への開示する必要はない。

・環境配慮進捗法では7項目*の環境活動の情報開示が必要

- *7項目の記載事項と内容
 - (1)環境方針、基本理念
 - (2)事業内容
 - (3)環境改善の目標、行動計画
 - (4)環境管理のための体制、運営
 - (5)環境保全活動の状況
 - (6)製品等に係る環境配慮の情報
 - (7)その他
- 順法、外部とのコミュニケーション等の状況

より高いアカウンタビリティの遂行

報告書の信頼性を確保するためには

信頼性のある報告書を作成するためには...

- ①適切なガイドライン等の選択
- ②報告書作成のための一般的報告原則の順守
- ③実態のある内容
- ④第三者審査
- ⑤双方向コミュニケーション
- ⑥実態情報の活用

...が重要です。

(1)よりどころのあるガイドライン等の採用

報告書作成後の第三者審査を念頭に一般に公正・妥当なガイドラインを選択する。



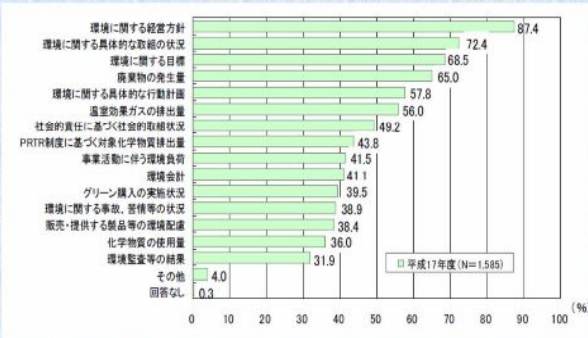
準拠若しくは参考にしたガイドライン等

環境省:環境報告書ガイドライン
GRI:GRIガイドライン(Global Reporting Initiative)
経産省:ステークホルダー重視による環境レポートのガイドライン

リステリティ・コミュニケーション・ネットワーク(NSC) CSRの本質と実践(2004年)より

公開している情報の内容(複数回答)

出典: 国連「やさしい企業行動調査結果(紙型版)」環境省、平成18年12月、6ページ



(2) 報告書の一般的報告原則の順序

『環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、さらには社会的な説明責任の観点および利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する観点などにより作成・公表されるものであり、以下に示す5つの一般原則は、環境報告書原則に合致しない報告書は、環境パンフレットのようになってしまいます』

環境省 環境報告書ガイドライン(2003年度版)より

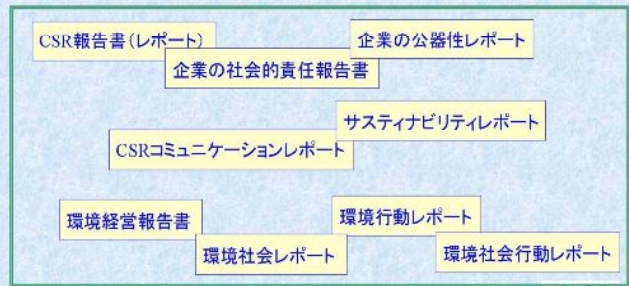
- ①目的適合性: 読み手側のニーズに即した情報
- ②信頼性: 主に定量的情報の正確性、網羅性等
- ③理解容易性: 定量データの分かり易い解説等、デザイン、文字種等
- ④比較容易性: パフォーマンスデータ等の経年変化等
- ⑤検証可能性: 異なる専門家等でも同一の結果が出せるような根拠情報等



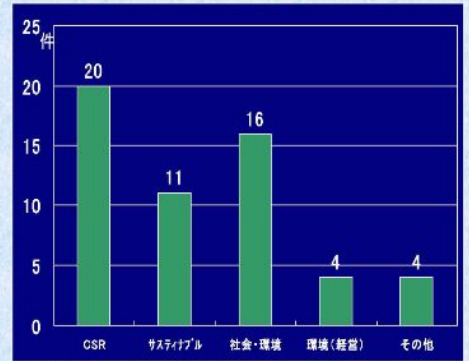
(3) 三位一体の報告内容

信頼される報告書であるためには報告書名称、報告内容、運用実態が整合していなければなりません。

報告書の名称と内容



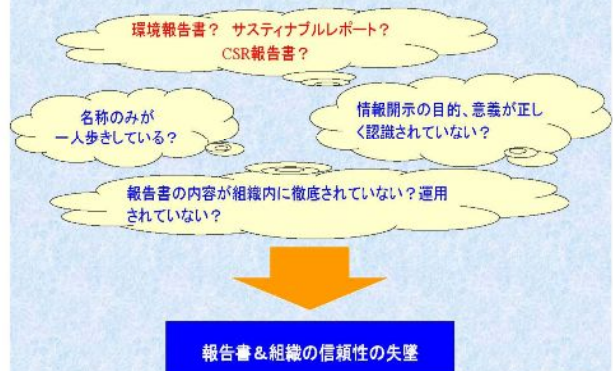
報告書の名称と内容



※株式会社ゼラル・プレス、CSR報告書調査レポート2005より



報告書の名称に注意



報告書の名称と信頼性

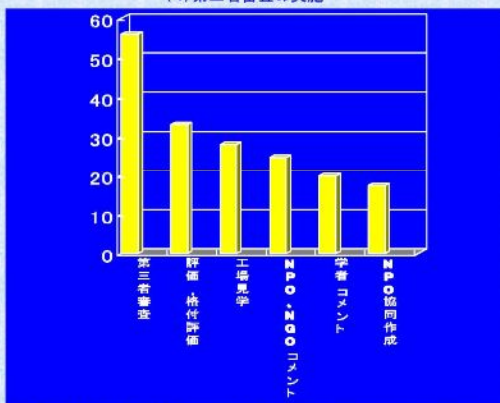
- 報告書の名称・内容は企業の**実態に合ったもの**にしましょう。
- 報告書の内容は企業の社会に対するコミットメントであるとともに **社員も社会に対するコミットメントしているという意識付け**を行いましょ。
- 報告書の内容は企業内部のステークホルダーに**周知徹底、実践**に移しましょう。
- 内部統制を確立し**運用の確実性、継続的な改善**を図りましょう。

三位一体の報告内容に必要なこと

報告書名称＝報告内容＝運用実態⇒**整合⇒信頼性**

- (1) **内部統制の確立**と活動を展開しましょう。
 - ・活動組織の整備
 - ・社内規定の整備
 - ・関連組織への展開 等
- (2) ISOを習得している企業は優位、**三位一体**をより充実させましょう。
- (3) 報告書の名称・内容は企業の**実態に合ったもの**にしましょう。
- (4) 報告書の内容は企業の社会に対するコミットメントであるとともに **社員も社会に対するコミットメントしているという意識付け**を行いましょ。
- (5) 報告書の内容は企業内部のステークホルダーに**周知徹底、実践**に移しましょう。

(4) 第三者審査の実施



※環境.gov環境報告書リリーナ報告(2004)より抜粋

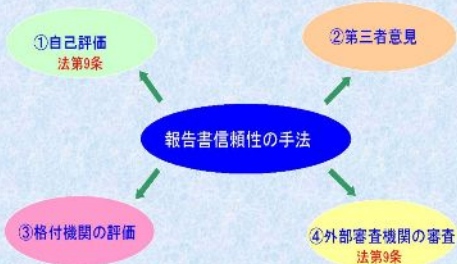
報告書はその内容が「信頼」されるものでなければなりません。美辞麗句を並べ、デザインが良くてもその内容が「信頼」されるものでなければ何の価値もない情報であり、むしろ企業イメージを低下させる恐れがあります。第三者による客観的な評価が報告書の信頼性を高めます。

第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。
 2 特定事業者は、前項の規定により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査(特定事業者の環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての審査をいう。以下同じ。)を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。

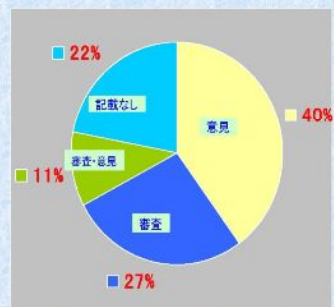
～環境配慮促進法(環境省)～

報告書の信頼性のための審査

報告書の信頼性を高める方法には様々な手法があります。報告書の目的に応じて最適な手法を選択しましょう。



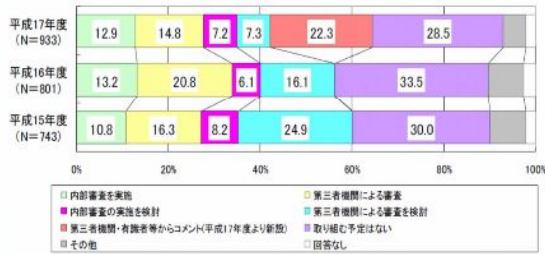
報告書の審査の状況



※株式会社ゼネラル・プレスCSR報告書審査レポート2005より

環境報告書の信頼性向上の手段について

出典：「信頼、やさしい企業行動調査結果(概要版)」環境省、平成18年12月、8ページ



第三者による「審査」と「意見」

(1)「審査」

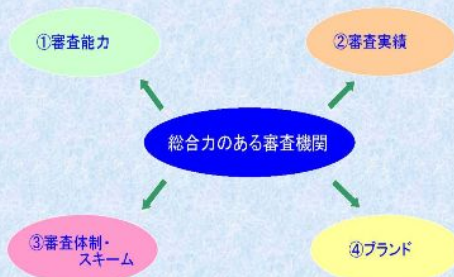
- ①特定の資格を有した審査員が一定のルール、基準に照らして十分な証拠、根拠に基づき精査、検証を行いその結果を表明します。
- ②審査の結果は「審査結果報告書」などにより審査機関(組織)から発行され検証範囲の信頼性が保証されます。

(2)「意見」

- ①NPO、NGO、有識者等による第三者意見は報告書の内容の信憑性が確保されていることを前提に意見提案者の見識の範囲で記述された情報に対する意見、精羅性が述べられる。
- ②第三者意見の場合は意見提案者の資質、見識によって意見の内容がまちまちである場合もあり必ずしも客観性、妥当性、検証可能性が保証されるとは限りません。
- ③現在、第三者意見に関しては特別な資格を必要としないため様々な分野の有識者が多く存在し、報告書作成者が何を期待するかによって意見提案者を選定する必要があります。

審査機関の選択:どんな審査機関を選択すればよいか?

信頼性ある報告書のためには信頼性の高い審査機関の選択が重要です。以下を考慮して審査機関を選択しましょう。



①審査能力

報告書の種類に応じて専門性と見識をもって審査できる能力、コンピテンス、資格を持った審査人、機関を選択しましょう。特に「社会倫理」の審査人は稀有である。知名度人格が重要?

②審査実績

良質の審査を行うためには報告書の種類に応じた検証のためのエビデンスを収集しなければなりません。そのためには豊富な審査実績が必要です。審査機関は豊富な審査実績をベースに受査組織の得失を評価し改善を促します。

③審査体制・スキーム

責任を持って審査を保証し、アフケアのできる組織を選びましょう。

環境配慮促進法(第十条):環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。

④ブランド

報告書の信頼性を高めるためにはブランド力のある審査機関を選びましょう。

(5) 双方向コミュニケーションの関係

企業の社会的信頼性向上のためにはステークホルダーとのパートナーシップが重要です。従来の一方通行から双方向コミュニケーション、特にこれからは企業とステークホルダーが直接コミュニケーションができる場をつくり信頼性を高める必要があります。

- ・ステークホルダーとの情報の共有化、共存関係の理解と信頼。
- ・ステークホルダー・ダイアログを配慮した取組とその情報開示

経済産業省「企業の社会的責任に関する懇談会 中間報告(2004年)」～

- 企業の信頼性を高める重要ポイント
- ・ステークホルダーとのコミュニケーション
- ・情報開示
- ・説明責任
- ・ステークホルダーによる評価

(6) 実態情報の活用

例：特に環境報告書の場合は環境ISOマネジメントシステムを認証取得している企業はその活動内容を有効に活用、掲載することにより報告書の信頼性を高めることが可能です。

- ・認証登録証の掲載
- ・環境方針の掲載
- ・環境管理組織体制
- ・改善活動の状況 他



報告書の信頼性向上

まとめ：報告書の信頼性

- (1) よりどころのあるガイドライン等の採用
作成後の第三者審査を念頭に一般に公正・妥当なガイドラインを選択する。
- (2) 報告書の一般的報告原則の順守
環境省 環境報告書ガイドライン(2003)、ISO環境コミュニケーション規格 GRIガイドライン等
- (3) 三位一体の報告内容
報告書名称＝報告内容＝運用実態⇒整合
- (4) 第三者審査の実施
合意基準に基づく中立公正な審査、運用実態の審査(三位一体の審査)
- (5) 双方向コミュニケーションの関係
ステークホルダーダイアログの配慮
- (6) 実態情報の活用
環境ISO等の活動情報を有効活用

JACOの報告書の第三者審査

JACO審査の方針・目的

『JACOは報告書の審査を通じて企業の環境、CSR活動情報の信頼性向上、開示の普及・促進による企業の社会信頼性向上の支援を行います。』

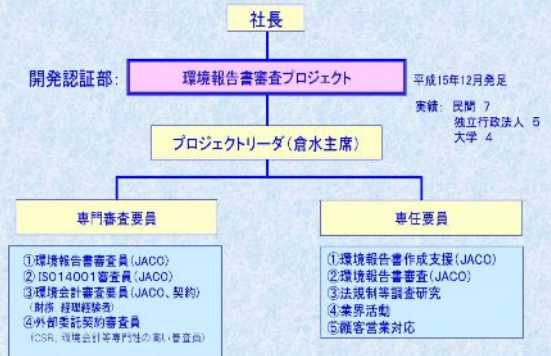
JACOにおけるこれまでの経緯

- ① 環境報告書審査プロジェクトを発足(2003年12月)
- ② 環境省のモニター事業[®]の参加(2004年1月)
 - ・ 4サイトの審査実績を確保※環境報告書作成基準案及び審査基準案のモニター事業
(商工研究開発センター、株式会社制作所デジタルメディア事業部、東北メディカルシステムズ㈱、富山産業㈱)
- ③ 定款に事業内容を付加(2005年6月)
- ④ 受注営業活動を本格的に開始(2005年9月～)
 - ・ セミナー、説明会等による報告書作成普及支援
- ⑤ 日本環境情報審査協会会員(理事)(2005年10月)
 - ・ ISO14001審査機関及び国内主要な監査法人で構成
 - ・ 環境報告書の作成・公表及び信頼性向上のための第三者審査の普及促進

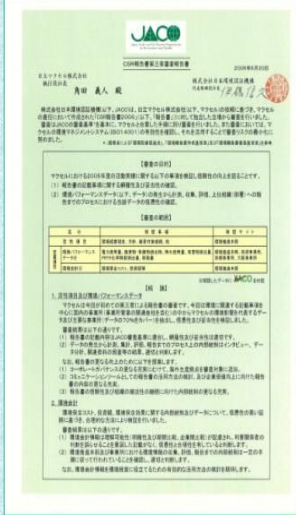
第三者審査による報告書の信頼性と向上

- (1) JACOはクライアントの報告書を専門的な見地から検証(Verification)し報告書の信頼性を保障します。
- (2) 報告書の名称・内容・実施の状況の三位一体の審査検証を行い企業リスクの低減を支援します。
- (3) 改善事項の提案により質の高い報告書作成を支援します。
- (4) 報告書の信頼性の向上、内容の充実のためのアフタケアを行います。

JACOの報告書審査体制



JACOの審査報告書



- 受査組織名称、発行日、審査基準、等
- 審査の目的
- 審査の範囲 (項目、確認事項、確認サイト)
- 結論 (評価事項、推奨事項)

ロゴマーク添付例



法令遵守の状況

金沢大学では、教育・研究・医療の各活動の他、構内事業者などによって幅広い事業が行われています。そのため、環境に関する法律等に基づいて本学が求められる事項は、「環境基本法」などの一般的なものから、「リサイクル法」、「廃棄物処理法」や「PRTR法」、「下水道法」などまで、多岐に達します。このような社会的要請に応えるため、金沢大学では「環境安全管理規則」を環境に関する内部規程として現在策定中であり、各種の法務類とあわせて全学への周知を図り、遵守してまいります。



—ISOの審査機関であるJACOによる環境報告書第三者審査—
パイロット事業*(審査トライアル)の実施

©2014年春、環境報告書作成基準案及び審査基準案のモニター事業



記述情報の審査

環境パフォーマンス指標の審査



順法の確認 (例:水質検査)

定量データの確認 (例:ガソリン使用量)

環境報告書作成のための法規制等

環境配慮促進法(環境省)

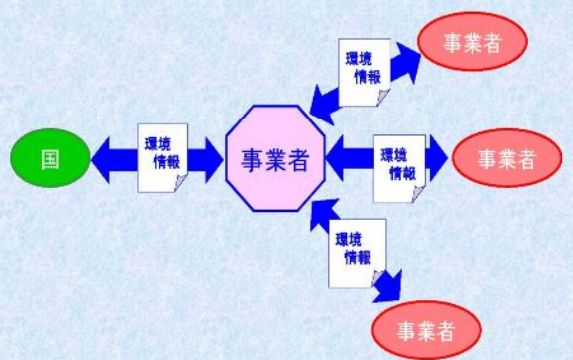
①環境配慮促進法 (平成十七年四月施行)

- 環境活動、環境報告書の適用範囲、目的、運用の枠組み及び手続き**
- (1)対象:特定事業者指定制(法9)
91の大学法人、独立行政法人
 - (2)環境報告書の作成公表(法9)
毎年、会計年度終了後)に6ヶ月以内に公表
 - (3)国等による環境配慮等の状況の公表(法6)
各都道府県は所管事務に係る環境配慮等の状況の公表
 - (4)環境報告書の信頼性の確保(法9)
自己評価又は外部の第三者の検証
 - (5)関連する組織の環境情報の配慮(法4.5.13)
環境取組状況を考慮した投資等
 - (6)未公表、虚偽の公表は過料罰則(法16)

②環境報告書の記載事項等 (平成十七年三月三十日公表)

- 7項目の記載事項と内容**
- (1)環境方針、基本理念
経営トップの認識、見解を含む
 - (2)事業内容
組織を外部に紹介する内容
 - (3)環境改善の目標、行動計画
環境パフォーマンス等の改善目標
 - (4)環境管理のための体制、運営
環境マネジメントシステムと活動状況
 - (5)環境保全活動の状況
様々な環境改善のための活動の紹介
 - (6)製品等に係る環境配慮の情報
環境改善につながる研究、開発業務の紹介
 - (7)その他
調達、外部とのコミュニケーション等の状況

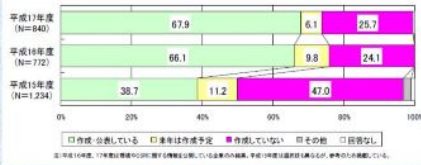
事業者間による環境情報の利用 (法4.5.13)



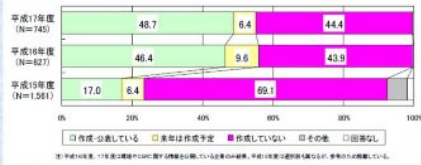
環境報告書への取組状況

出典: 環境にやさしい企業行動調査結果【概要編】、環境省、平成18年12月、6ページ

↑上場企業

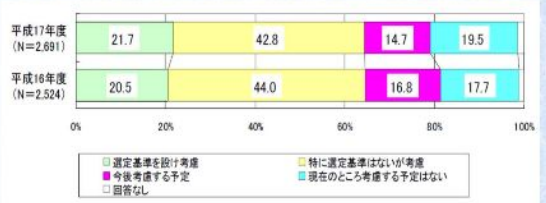


↑非上場企業



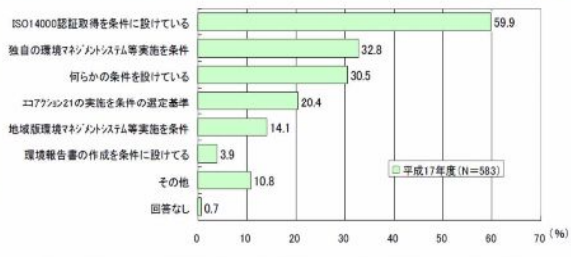
取引先の環境に配慮した事業活動についての考慮状態

出典: 環境にやさしい企業行動調査結果【概要編】、環境省、平成18年12月、4ページ



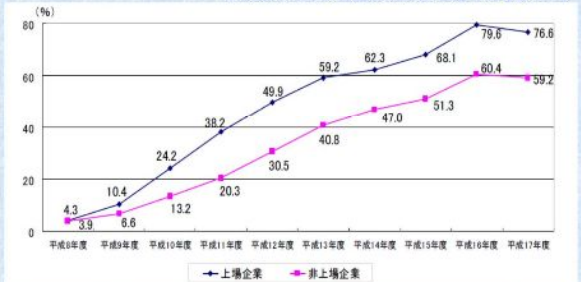
環境に関する選定基準 (複数回答)

出典: 環境にやさしい企業行動調査結果【概要編】、環境省、平成18年12月、4ページ

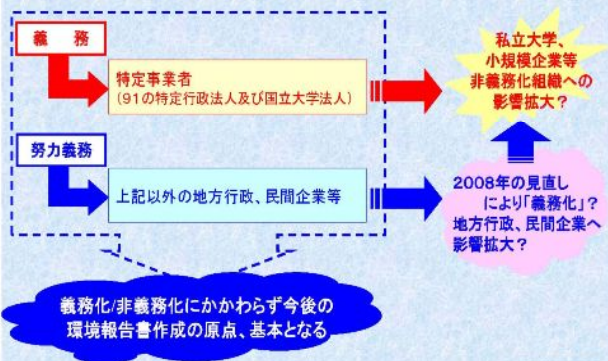


ISO14001認証取得企業の割合の推移

出典: 環境にやさしい企業行動調査結果【概要編】、環境省、平成18年12月、2ページ



環境配慮促進法の今後と影響



環境関連法規制等



環境に関する主な国際条約と規制

出典：すくまに立つISO標準法 株式会社環境認証機構 2003年12月4日

大気汚染 (酸性雨)	1979年 長距離越境大気汚染条約 1985年 ヘルシンキ議定書 → 硫黄酸化物排出規制 1988年 ソフィア議定書 → 窒素酸化物排出規制
海洋汚染	1972年 ロンドン海洋投棄条約 → 陸上発生廃棄物の海洋投棄規制 ⇒ 海洋汚染防止法 1973年 MARPOL条約 → 船舶からの油、有害物規制 1978年 MARPOL条約議定書 → 海洋汚染防止法 1990年 油濁事故対策協力量約 → 大規模油汚染事故対応
オゾン層保護	1985年 ウィーン条約 1987年 モントリオール議定書 ⇒ オゾン層保護法
地球環境汚染	2001年 スtockホルム条約 → 残留性有機汚染物質(POPs)の廃絶 ⇒ 化審法、ダイオキシン対策特別指図書法、PCDD廃棄物特別指図書法
有害廃棄物越境移動	1989年 バーゼル条約 ⇒ 有害廃棄物輸出入規制法
地球温暖化	1992年 気候変動枠組条約 ⇒ 地球温暖化対策法 1997年 京都議定書 → 温室効果ガス規制
生物多様性	1971年 ラムサール条約 → 水鳥生息地の保護 1973年 ワシントン条約 → 野生動物種の国際取引規制 1992年 生物多様性保全条約 ⇒ 野生動物種の保存法
砂漠化	1994年 砂漠化防止条約

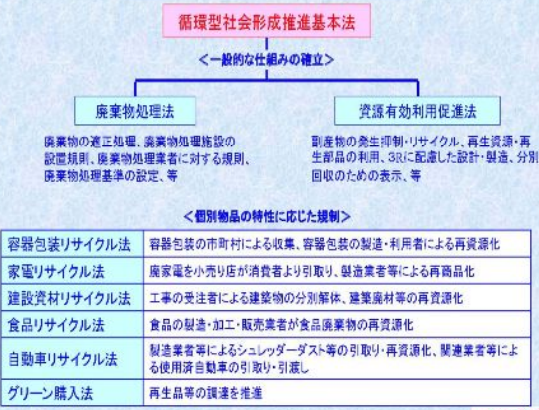
主な環境関連法の概要

区分	関連法規制
環境一般・地球環境	環境基本法、環境影響評価法、公害防止組織整備法、環境教育推進法、地球温暖化対策推進法、省エネ法、新エネ法、エネルギー政策基本法、オゾン層保護法
循環型社会	循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法
大気汚染・水質汚濁等	大気汚染防止法、自動車Nox・PM法、悪臭防止法、騒音規制法、塵動規制法、水質汚濁防止法、下水道法、浄化槽法、工業用水法
化学物質・防災等	化審法、PRTR法、毒劇法、ダイオキシン対策法、PCB特措法、フロン回収破壊法、労働安全衛生法(有害物関係)、消防法(危険物関係)、高圧ガス保安法

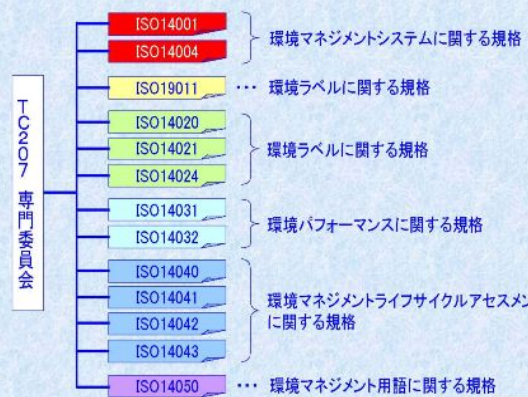
その他：J-SOX法…金融商品取引法に盛り込まれた企業の内部統制に関する報告実務



主な環境関連法「循環型社会」



環境に関するISO国際規格



計測ビジネスの近況と今後



今後とも宜しくお願い致します。

情報開示と企業責任・信頼性第三者審査による報告書の信頼性向上

2007年1月26日
開発経路部
環境報告書審査プロジェクト
清水 啓

